

社会福祉協議会多目的施設使用規程

平成27年9月8日
規 程 第 7 号

(目的)

第1条 この規程は社会福祉協議会が第三者から借り受けた第2条に定める民家（以下「ほっとハウス」という。）を使用するにあたり、より効果的で安全な使用を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(建物)

第2条 前条に規定する民家については次の物件とする。

住所 久御山町佐古外屋敷167-1
久御山町佐古外屋敷336-1
木造二階建て
通称名 ほっとハウス「チエさん」

(利用者)

第3条 この施設を利用出来る者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉協議会の役員・職員
- (2) 社会福祉協議会に登録されているボランティア
- (3) 自治会
- (4) 地域福祉会
- (5) 民生児童委員
- (6) 町行政
- (7) その他、事務局長が必要と認める団体又は個人

(利用可能事業等)

第4条 この施設の利用は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 社会福祉協議会が、主催して実施する事業の場合
- (2) 自治会や地域福祉会又は民生委員の事業としてサロン活動等福祉目的の会合が集会所等他の施設で出来ない場合又は本施設で実施することが適当である場合
- (3) 前条第2号のボランティアが実施する事業で、ほっとハウスを利用して開催することが適当と思われる場合
- (4) その他、地域で支援しなければならないと思われる方たちを見守る活動の事業の場所として施設を使用する場合

(使用許可申請)

第5条 この施設の利用する者は、事前に申請書（様式第1号）を社会福祉協議会に提出して事務局長の許可を得ておかなければならない。この場合、申請は使用する1月前から受け付けるものとする。

2 前項の申請書の提出があった場合、事務局長は本規程並びに諸法令に反しないと認められる場合はその使用を認めるものとし、可否の結果を申請者に通知するものとする。

(開設日及び時間)

第6条 この施設の利用日時及び時間については、次のとおりとする。

開設日 1月4日から12月27日

休館日 土曜日、日曜日、祝祭日(振替休日を含む。)

時間 午前9時～午後9時

(利用料)

第7条 この施設の利用料については、原則的に無料とする。ただし、利用者が他の団体等から補助金を受けて実施する事業については、申請者と別途協議する。

(施設の保全等)

第8条 利用にあたっては、利用者は常に施設の清潔保持に努めなければならない。

2 施設を使用して建物に毀損を及ぼした場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。また使用している中で事故等があった場合、利用者は自己の責任のもとで対応されるものとする。

3 前項の場合、利用者は速やかに毀損・事故等の結果を社会福祉協議会まで報告するものとする。

4 施設の利用に関しての開錠、施錠の手続きや守るべき事項等については、別途定めるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、別途社会福祉協議会で定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。